

## 文書提出命令申立書に関する意見書(2)

平成16年(モ)9351号

申立人 シャムスリ外8396名、WALHI

被申立人 東電設計株式会社

上記当事者間の文書提出命令申立事件につき、申立人の意見を補充する。

2004年11月26日

東京地方裁判所第49民事部 御中

申立人ら訴訟代理人

弁護士 浅野史生

弁護士 大口昭彦

弁護士 奥村秀二

弁護士 籠橋隆明

弁護士 河村健夫

弁護士 小島延夫

弁護士 沙々木睦

弁護士 島村美樹

弁護士 松浦由加子

弁護士 古川美

弁護士 幸長裕美

## 第1 必要性に関する補充

### 1 証すべき事実

原告らは、文書提出命令における「証すべき事実」として、いわゆる融資3条件の存在と、被申立人東電設計がすべき義務の内容を挙げた。

被申立人の負担する義務としては、現地住民に生活水準の低下をもたらす要因がないかどうか、移転同意及び補償同意が公正かつ平等な手続きによって各世帯から個別に取りつけられているかどうかを注意して確認する義務、及び、本件プロジェクトの実行段階において、被告東電設計は、特約条項に従って、3ヶ月ごとに進捗状況報告書及び環境モニタリング報告書を作成提出すること、そのために、住民移転同意及び補償合意手続の進行状況や移転地の状況等を調査し、3条件及び特約条項に記載されている条件を満たしているかどうかを判断し、条件を満たしていない場合には PLN 及び OECF に対して条件を満たすように勧告する義務、をあげている。

### 2 提出を求める文書

原告らは、申立書において、提出を求める文書として 詳細設計書(いわゆる D / D) D / Dに関する受注契約書 ダム建設監理に関する受注契約書 進捗状況報告書 プロジェクト完成報告書、をあげた。

### 3 文書提出を求める必要性についての補足

- (1) 上記文書のうち、 から については、まさに融資3条件付きである本件円借款の供与を受けて開始されたダム建設にかかわる文書であるから、証すべき事実との関係で文書提出の必要性が認められることは明らかである。
- (2) 上記文書のうち、 及び について、「証すべき事実」との関連で若干必要性を補足する。 及び はいずれも D / D に関わる書類であるので、以下、特に区別の必要がなければ必要性をまとめて記載することとする。
- (3) まず、ダム建設は D / D に沿って行われるのであるから、ダム建設監理契約における義務内容を検討するにあたっては、当然ながら D / D 及びその受注契約を検討する必要がある。

D / Dの一環として行われた「環境管理計画」(RKL)には、ゾウの居住地域と保護に関する記述がなされているし(原告ら準備書面(9)、同じくD / Dの一環として行われた各種移住地調査では、住民移転の方法について「集団移住計画型」の土地分与方式が適している旨の記述がなされている。

ところで、いわゆる融資3条件については、現在のところ1990年12月の円借款供与の時点で付されていたことは間違いがないが、それ以前のいつの時期ま

で構想がさかのぼるかについては現在のところ不明である。

従って、D / Dを実施する過程として行われたダム監理契約において、自然環境や生活環境に関わる監理作業が融資3条件の履行という性格を持って契約に組み込まれた可能性が高いと推測されるものの、その真実はD / Dの開示を待たなければ明らかにならない。

とすれば、証すべき事実(融資3条件の履行チェック)との関係でも必要性が認められることは明らかである。

- (4) 次に、D / Dは円借款供与と切り離されたステップではないという点である。

本件では、原告ら訴状・準備書面において示しているとおり、被申立人東電設計は一貫してダム建設を主導する立場にあった。

被申立人東電設計は、プロファイ(案件探し)を行ってダム建設による自社の利潤確保が可能であると判断すると、引き続いてプレ・フィージビリティ調査、フィージビリティ・スタディを遂行し(ここでは、もちろんフィージブル=実行可能性有りと判断された)、詳細設計D / Dを受注、引き続いてダム建設監理契約自体も受注するに至っている。

このような被申立人による、連綿たる本件ダム建設への密接な関与という事実からすれば、D / Dは引き続くダム建設監理行為と一連一体のものとして理解される。

証すべき事実は融資3条件に関連するものであるが、かかるD / Dとダム建設監理行為との密接な関係を考えると、D / Dおよびその受注契約の提出がなされた場合には、融資3条件及びそれに基づく被申立人の義務の内容が明らかになることは明白である。

以上より、D / D及びその受注契約書においても証すべき事実との関係で必要性が認められることは明らかである。